

告 示

埼玉県告示第二百六十三号

水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により、越
辺川高麗川水害予防組合を廃止した。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕